平成２７年（フ）第１２９号
高知市神田2125番地１　フォーレストＥ102号
債務者　金子　晶彦
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３０号
高知市神田2125番地１　フォーレストＥ102号
債務者　金子　光代
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３５号
高知市知寄町２丁目４番10―206号　サーパス知寄町Ⅰ
債務者　平田八重子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４９号
高知市西久万９番地４　シャトレ青山102号
債務者　岸野　雅子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９３号
埼玉県白岡市西８丁目11番８　シティハイムフルールＡ―102
債務者　東島　順子（旧姓川岸）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９６号
埼玉県戸田市美女木１丁目18番地の５　美女木マンション205号室
債務者　井上　謙二
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５１６号
さいたま市北区日進町３丁目98番地３　ベルピア日進第２―202号
債務者　伊藤　善浩
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２４号
埼玉県戸田市下前２丁目２番７号　セドルパークヴィラ103号室
債務者　梶　　信男
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５３０号
埼玉県鴻巣市箕田3782番地１　１―508号室　県営住宅
債務者　高野　英代
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５３９号
さいたま市南区白幡３丁目11番19号　メゾン浜島203号
債務者　梅木　雅宏
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
埼玉県所沢市大字北秋津448番地の６　グランフォルム武蔵野３―202
債務者　吉田　千春
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０８号
埼玉県東松山市新宿町22番地15　新宿町ハイツ103
債務者　木部真佐美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１７号
埼玉県行田市藤原町２丁目19番地５　藤原ハイツＡ棟102
債務者　矢崎　隆幸
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３６号
新潟県燕市東太田6079番地２
債務者　目黒　和也
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１９８号
埼玉県日高市大字旭ケ丘189番地６
債務者　内野　昭臣
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２０３号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目15番31号　第２コーポ岡部203、前住所埼玉県ふじみ野市新田１丁目５番15号　新田ハイツ１―１号
債務者　山下真由美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２０４号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目15番31号　第２コーポ岡部203、前住所埼玉県ふじみ野市新田１丁目５番15号　新田ハイツ１―１号
債務者　山下　真一
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部